

排出汚水量の減量認定申請手続

下水道使用料は、原則として水道及び工業用水道の使用水量を汚水排出量とみなして請求しています。減量認定とは、公共下水道に排除されない水量がある場合、排除されない水量を申告していただくことにより、使用水量から排除されない水量を除いて、排出汚水量として認定する制度です（川崎市下水道条例第13条第1項第3号）。この取扱いは、上下水道局の定める「排出汚水量の認定に関する事務取扱要綱」に基づき運用しています。

申請及び申告における注意点や手続きは、次のとおりです。

1 排出汚水量の考え方

原則：水道及び工業用水道の使用水量 = 排出汚水量

水道の検針日に使用水量（排出汚水量）を確定し、その水量をもとに下水道使用料を算出し、水道料金と併せて請求しています。

2 減量認定概要

生コンクリート製造業のように使用水量の一部が製品化される場合や、クーリングタワー（冷却塔）等の使用に伴い、使用水量の相当量が蒸発する場合など、使用水量と排出汚水量に著しい差異が生じており、かつ、その事実がメーターの設置等により明確な根拠があると認められた場合、使用水量から公共下水道へ排除されない水量を除いて（又は、公共下水道へ排除される水量のみを）排出汚水量として認定し、下水道使用料を請求します。

排除されない水量（又は、排除される水量のみ）を計量するために私設メーターを設置する場合、設置箇所等について、申請前に必ずご相談ください（事前協議）。事前協議がない場合、申請を受理できない場合や不利益が生じる場合があります。

3 主な注意事項

- (1) 設置する私設メーターは、原則として、計量法に係る検定制度に合格したメーター（検定品メーター）で有効期間内のものに限られます。
- (2) 排出汚水量認定申告書の提出が期日より遅れた場合、減量認定はできません。水道の使用水量により算定します。遡って認定することはありません。
- (3) 排出汚水量認定申告書の提出が期日より遅れてしまった場合であっても、必ず提出してください。提出されない場合、次回の検針における前回指針が不明となるため、次回の検針についても、水道の使用水量により算定します。
- (4) 減量認定の認定期間は5年を超えない期間とします。継続申請については1月下旬から2月上旬頃に案内を発送します。
- (5) 認定期間中に私設メーターの有効期間が切れた場合、減量認定は受けられま

せん。

- (6) 認定期間中でも認定取消の事項に該当する場合、認定が取り消されます。

4 手続の流れ

(1) 事前協議

営業課（市役所第3庁舎10階）で事前に打ち合わせをします。

- ・下水道使用料の使用者名義、水道番号

※申請者は、下水道使用料をお支払いされている方になります。

- ・給排水の状態（給排水系統図）、減量認定を申請する理由
- ・公設メーターの番号、位置、指針
- ・私設メーターの設置箇所等

※給排水系統図は、公設メーター、私設メーター、減量認定の要因となる対象設備への給排水系統を記載し、必ず持参してください。

(2) 減量認定の申請

申請書及び私設メーター届等、必要書類を提出してください。

(3) 書類審査

提出された申請書の内容が適正か、必要書類に不足がないか審査します。

※必要に応じて現地調査を行います。

(4) 認定通知

書類審査の上、内容が適正であれば、排出汚水量減量認定通知書を交付します。

(5) 排出汚水量認定申告書の提出（毎月、又は2か月に一度）

汚水排出量を算出するために必要な排出汚水量認定申告書（以下「申告書」という）を提出してください。

(6) 下水道使用料の請求

水道料金とは別に、算出された汚水排出量による下水道使用料の納入通知書をお送りします。納付書にてお支払いください。

※指定金融機関の口座振替もご利用いただけます。

5 減量認定の申請に必要な書類

(1) 排出汚水量減量認定申請書

(2) 私設メーター届

(3) 給排水系統図

(4) 公設・私設メーターの写真

公設メーターは、メーター番号、指針が判別できるもの

私設メーターは、メーター（製造）番号、検定期間、指針が判別できるもの

(5) 公共下水道に排除されない施設・設備の写真（資料）

散水用の給水栓（排水設備がない状態を判別できるもの）

冷却塔（クーリングタワー）など

6 申告書

公共下水道に排除されない水量、又は公共下水道へ排除する水量について、申告するための書類です。

公設メーター（局水道メーター）の検針が毎月行われる場合は毎月1日に、2か月に一度行われる場合（隔月制）は2か月ごとの水道メーターの検針日に、提出してください。

(1) 提出時期

ア 毎月制（公設メーターの検針が毎月1日に行われる場合）

毎月1日に私設メーター等を検針し、毎月申告書を提出してください。

イ 隔月制（公設メーターの検針が2か月に一度、奇数月又は偶数月に行われる場合）

公設メーターの検針日と同じ日に私設メーター等の検針を毎月行い、2か月に一度申告書を2枚（2か月分）提出してください。

※私設メーター等の検針自体は、毎月行ってください。

※私設メーターの検針日は、公設メーターの検針日から多少前後してもかまいませんが、なるべく同じ日に検針するようにしてください。検針日はずれると、水道の検針期間と異なってしまうため、正確な減水量を計測できないためです。

公設（局水道） メーターの検針	私設メーター等の検針	
	検針日	申告書の提出
毎月制	毎月1日	1か月ごと（1枚）
隔月制（2か月ごと）	毎月決まった日 ※地域により異なる	2か月ごと（2枚）

(2) 提出方法

オンラインによる Web サイトからの Excel データによる提出となります。添付する資料は、1 つにまとめて PDF 形式としてください。

(3) 提出箇所（Web サイト）

川崎市上下水道局トップページ

> 暮らしの中の上下水道

> 料金について

> 下水道使用料の減量認定について

> オンラインによる届出（排出汚水量認定申告書）

(4) 注意事項

申告書は、下水道使用料を請求する算出基礎となるものです。

公設メーターの検針日から5日以内に提出してください。

※申告書の提出が遅れた場合、その月の減量は認められません。水道の使用

水量により下水道使用料を算定します。また、提出が遅れてしまった場合であっても、必ず提出してください（前述の3(2)(3)のとおり）。

7 排出汚水量認定事項変更届出書（変更届）

使用者（法人）名義、私設メーター、給排水系統等の変更があった場合、必要な資料を添付し、提出してください。変更の日から10日以内に提出してください。

(1) 私設メーターの変更

私設メーターを有効期限（検定満期）前に交換する場合
次の内容が判別できる写真を添付してください。

ア 取外メーターの最終指針

イ 取付メーターの製造番号（メーター番号）

ウ 取付メーターの有効期限（検定満期）

エ 取付メーターの取付指針

(2) 私設メーターの追加

冷却塔を新たに設置する等、給排水系統の変更を行う場合

新たな給排水系統図の他、次の内容が判別できる写真を添付してください。

ア 新たな給排水系統図

イ 取付メーターの製造番号（メーター番号）

ウ 取付メーターの有効期限（検定満期）

エ 取付メーターの取付指針

(3) 私設メーターの廃止（撤去）

冷却塔を廃止する等、給排水系統の変更を行う場合

新たな給排水系統図の他、次の内容が判別できる写真を添付してください。

ア 新たな給排水系統図

イ 取外メーターの製造番号（メーター番号）

ウ 取外メーターの最終指針

※ 人事異動に伴う代表者の変更は、届出不要です。

8 排出汚水量に関する報告書（報告書）

排出汚水量の申告に際して、私設メーターの指針を読み間違えたり、地下漏水等があった場合、経緯・原因・再発防止措置を記載して提出してください。

内容を審査の上、適正な理由があると認められる場合には、当該事情を考慮して、排出汚水量の認定を行います。

9 排出汚水量減量認定廃止届出書（廃止届）

施設や設備の廃止等により、公共下水道に排除されない水量が生じなくなった場合、次の写真を添付して、廃止から10日以内に提出してください。

- (1) 公設メーターの番号、廃止日の指針が判別できるもの
- (2) 私設メーターの番号、廃止日の指針が判別できるもの（私設メーターごと）

【問合せ先】

210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所 第3庁舎10F

川崎市 上下水道局サービス推進部営業課

電話 044-200-2872

Fax. 044-200-3996

E-mail 80eigy@city.kawasaki.jp